

論題	後北条氏関係文書の料紙と折式について一形と折りに込められた意識—
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告－人文科学－ 第34号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2008年(平成20年)3月
判型	A4(210mm×297mm)

後北条氏関係文書の料紙と折式について

—形と折りに込められた意識—

はじめに

鳥居和郎

【キーワード】

後北条氏 古文書学 文書形式 折式 壱切紙

【要旨】

古文書研究の際、折式は封式ほど言及される事が少なく、そのため研究の蓄積はほとんどないといつても過言ではない。本稿は北条氏が用いた、堅紙、切紙、折紙の文書の折式の復元を試み、従来、明確ではなかつた堅紙の折式の一つを「巻き折り」として紹介した。

また、当主ごとに発給した各文書形式の数量的変化と、機能的变化から、北条氏の文書発給を考えてみた。この中で「堅切紙」と「横切紙」という二つのタイプの切紙を取り上げ、それぞれの機能の分析を行つた。堅切紙は氏康の代に越後の上杉氏との外交で多用され、氏政の代に相越同盟が破棄されるとその数は著しく減少した。併せて堅切紙が初期の頃に保持していた外交文書としての用途は、漸次失われ、伝馬手形、職人・人足の徵用など支配関係の文書として用いられるようになつた。

さらに外交文書としての機能を考えると、堅切紙より「横切紙」の方が多くの大名に対し使用されており、対上杉外交に氏康が堅切紙を主用した事がむしろ異例といえよう。北条氏は堅切紙より「横切紙」を丁重な様式として認識しながら、対上杉外交では堅切紙を多用した。これらは上杉氏に対する一種の「尊重」の表れとみられ、この使用は室町風の書札礼とは異なる価値観によつたのであろう。

一方、折式に目を向けると、文書を折る行為は封ほどに文書発給者の意識が込められていると見なされないのか、折式について言及された論考は少なく、さほど関心が寄せられているとは思えない状況である。

本稿は、後北条氏の発給したいくつかの文書について折式の復元を試みるとともに、併せて、文書の作成に際して、文書の「形」の選択

各地に残る戦国時代の文書を見ると、料紙の形、折式、封式、印や文字の配置に地域や大名ごとに異なる様式が存在する事に気が付く。戦国大名が他者と異なる様式を採用する背景には、今日うかがう事が出来ない種々の意識が込められていることは想像に難くない。

中世の文書形式には、漉かれた紙を横長に用いた堅紙。初めに料紙を横に等分折りした後、文字を記した折紙。堅紙を裁断して用いた切紙。複数の紙を継いだ継紙などがある。これらは料紙の形状による分類であるが、文書の作成に際しては、宛先や内容に応じて相応しい形式がとられるため、単純ではあるが機能的な分類方法といえよう。

また、文書の形式に応じて折式や封式が変わる事は言うまでもなく、そのため、折りや封は古文書学の研究対象として重要である。しかし、封式は文書作成の締め括りとして位置付けられるためか、古くより書札礼に関する著作や論考には、封式を図示しながら具体的な説明を加えるものが多い⁽¹⁾。このような蓄積もあり、現在でも史料紹介や古文書学的な論考には封式について言及される事が多い⁽²⁾。

や、文書を「折る」行為に込めた意識について考察を加えたい。

一 後北条文書にみられる折式

ここでは、後北条氏が作成した文書の大部分を占める、豎紙、切紙、折紙などの文書の折り方を復元してみる。折りの復元には、料紙に残る折り筋は勿論の事、汚れ、擦れなども重要な情報となる。また、文書の表面（文字が記される側）は保護のため内側（谷折り）に折られる事が多く、逆に山折りとなる料紙裏面の折り筋には汚れや擦れが強く付着するため、折式の復元のために裏面の観察は重要である。

続いて各形式の折式を述べるが、本稿の構成上、折紙、切紙、豎紙の順で述べることとする。

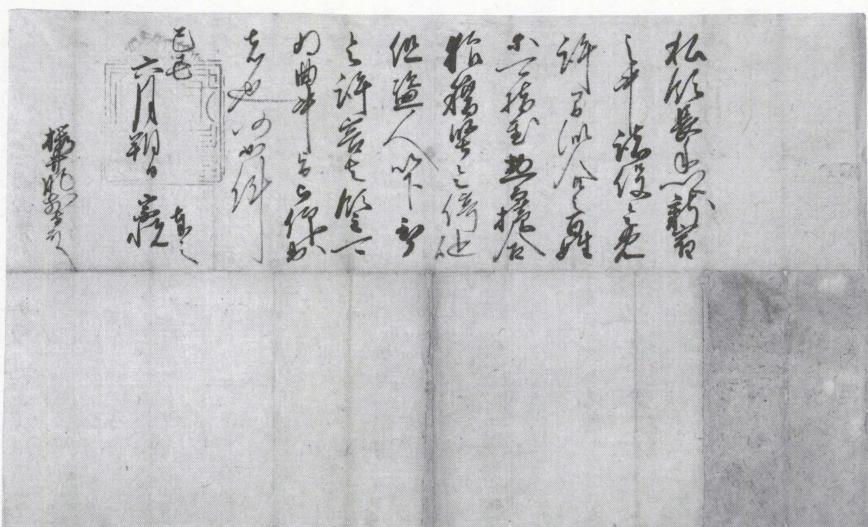
(二) 折紙

折紙は、後北条氏関係の文書では三代氏康の時代に使用が拡大した形式といえ、領国支配、所領の充行・安堵など公的な用途に幅広く使用された。しかし、書状などの私的な用途で用いられる事は少なかつた。⁽⁴⁾また、公的な用途には、豎紙も折紙と同様に用いられたが、豎紙は折紙より厚札と認識されていた。

折紙は初めに横に半折された料紙を用い、その折目に向かい文字を記し、表面に書ききれない場合は裏面に記された。この時もやはり折目に向かって記されるため、料紙を広げると文字は折り目に向かい対称的に並ぶ。折紙には「六つ折り」や「八つ折り」と呼ばれる形式もあるが、北条氏の文書ではこの折りはほとんど見られず、更に細かく

折られる事が多く、前述の様に折目で区画された面で数えるならば「十二折り」となる。

図版1で掲げた文書もこの折り方がなされている。天正十七年（一五八九）六月朔日に桜井武兵衛に宛てた北条家朱印状で、下段（裏面の部分）の右隅の二区画に傷みや汚れが見える。後北条氏の発給した折紙は同じ箇所に同様の損傷があるものが多いが、これは、この部分



図版1 北条家朱印状（天正十七年）六月朔日付

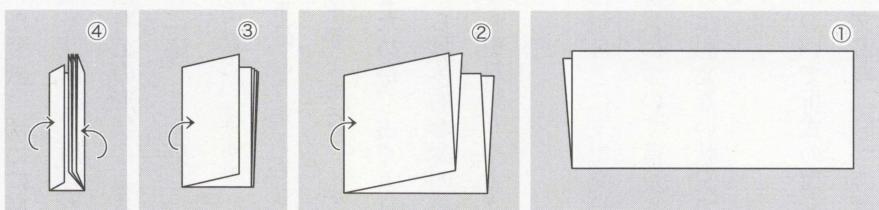


図1 図版1の折り方

が最後に折られたため外側となり、文書が伝存される過程で摩耗や汚れの被害を受けたことによる。

次に、この文書の折りを復元してみる（図1）。折紙は文字を記す前に既に横に二つ折りされているが、その折目を下に位置させ（①）、左右の二等分の位置で内側（谷折り）に折る（②）。つぎに②の折りで出来た折目を左側に置き、同様に左右の二等分の位置で内側に折る（③）。続いて同様に③で出来た折目を左側に置き三つ折り、つまり区画を三等分し最初に左側を谷折り、つぎに右側を谷折りして前で行つた折り面に重ねるのである。

（二）切紙

切紙は、豎紙の料紙を裁断して用いる

形式で、料紙の切り方により形は異なる

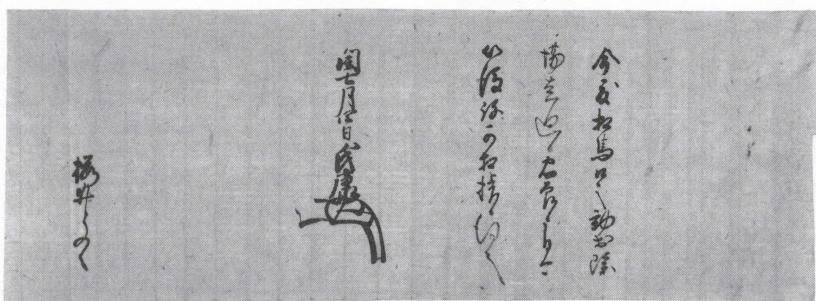
が、代表的な形は豎紙を横に半裁したもの

ので、図版2で掲げた天文十六年（一五四七）閏七月四日付の北条氏康感状はこ

の形である。また、北条氏や上杉氏など

東国の大名は、縦の寸法は概ね豎紙と同様であるが、横の寸法が豎紙より短い切紙も使用した。この形式は記される文字

の分量により、任意の所で裁断されるため、横の寸法は一様ではない。横長の切



図版2 北条氏康感状（天文十六年）閏七月四日付

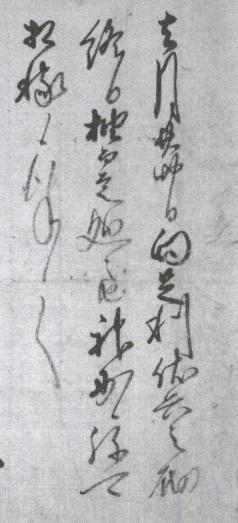
紙と区別するため「豎切紙」と呼ばれる。また、さらに小さく裁断し用いたものを小切紙という。

北条氏は横長の切紙（以後、区別のため「横切紙」と記す）と豎切紙の両方を使用した。いずれも花押を据えた判物として、また、印章を捺した印判状としても用いた。用途としては公的な文書にも、私的な文書にも用いられた。この二つのタイプの切紙は、発給先や用途において共通する部分もあるが、明らかに区別され用いられた事がうかがわれる。例えば、感状、古河公方に宛てた文書、寺社に宛てた礼状など、相手に対する尊重の度合の高い文書には、花押を据えた横切紙が使用され、豎切紙は使用されないことから、北条氏は豎切紙より横切紙の方を厚礼と位置付けている事がうかがわれる。文書の作成にあたり、宛先、内容などを勘案し、二つのタイプの切紙の中から相応しい形式を選択していたのであろう。

次に切紙の折りの復元を行うが、横切紙と豎切紙では折式が大きく異なる。また横切紙の折式は幾つかあるが、北条氏の使用した横切紙は、豎紙と類似する折りをおこなっているものが多いため、豎紙の項で併せて述べる事とし、ここでは豎切紙の折り方を述べる。

一般に豎切紙は「横ノ内折」で折られるが、「豎切紙」と共にこの折式も戦国期の東国に存在した特徴的な様式として周知されている。しかし、横ノ内折の折り方は一様ではなく、この折式の特徴である横向きの折り筋についても正しく二等分に位置するもの、二等分をやや外すもの、また、折り筋は一条のものだけではなく、二条のものもあるなど、実に変化に富む。横ノ内折の折式を『新潟県史』では五つの

目を右側に置き、再び左右の二等分の位置で内側に折る。四回目の折りも同様に③の折目を右に置き等分に二つ折りにして完成である。



図版3 北条氏直感状（天正十七年カ）二月二日付

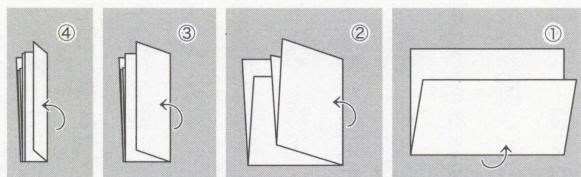


図2 図版3の折り方（横ノ内折）

目を右側に置き、再び左右の二等分の位置で内側に折る。四回目の折りも同様に③の折目を右に置き等分に二つ折りにして完成である。なお、料紙の横幅がある（文字が多い）堅切紙の場合、あるいは、小さく（細く）折り畳む必要がある場合は、さらに二つ折りを重ねる場合と、最後の折りを三つ折りとする事もある。また「糊付」の封が施されたとみられる堅切紙の文書には、奥の上部隅、あるいは下部隅に封の痕跡が残るが、封が施された位置により折り方が変わる。つまり、横ノ内折で折られた下半分の位置に宛名がある場合（下位者に宛てた文書）は、奥の上部に封を作るため、折り方は前述と同様であるが、上半分の奥に宛名が記されている場合（同位以上の人物に宛てた文書）は、料紙奥の下部に封を作るため、二回目の左右の二等分折り（②）は逆に山折りとし、三回目の折りは前の折り目を左に位置させ左右の二等分の位置で谷折りにする。四回目以降も同様に折り目を左に置き、等分の二つ折りを繰り返す。また、料紙の大きさにより最後を三つ折りとする事も前述と同様である。⁽⁶⁾

このように横ノ内折は、先ず横向きの谷折りを行うものであるが、以後、料紙の大きさ、折上がりの大きさ、「糊付」の有無などにより折り方が変化する。

ため、折式の例として見ていただきたい。

この文書の折りの復元を行つてみる（図2）。初めに文書の上下の

二等分よりやや下の位置で、文字が記されている面を合わせるように内側に折る（内折、①）。つぎに①の折りで付いた折目を下に位置させ、左右の二等分の位置で内側に折る。三回目の折りは②で付いた折

（三）堅紙

後北条氏は、堅紙を印判状や判物として、また、領国支配に関する公文書として、書状などの私文書としても幅広く使用した。折紙と用途はほぼ同様であるが、折紙より丁重な形式と見なされていたため、

所領の充行や安堵、家督の継承、禁制、訴訟関係など重要な事項には専らこの形式が使用された。

図版4として掲げた堅紙は、天正十二年（一五八四）十月四日、北条氏直が桜井武兵衛に対し、父の死去にともない家督の継承を認めたものである。この文書の料紙の袖側は奥側に比べ汚れや擦れが多く、この事は文書が奥より袖に向かって折られていった事を示す。堅紙の文書は袖に同様の汚れを持つものが多く、そのため堅紙の折り方について「奥から折り畳む」「左奥から巻き折る」「奥の方から文面を内側にして巻き込んで」など種々に解説されるが、具体的な検証はほとんどの行われていない状況であった。

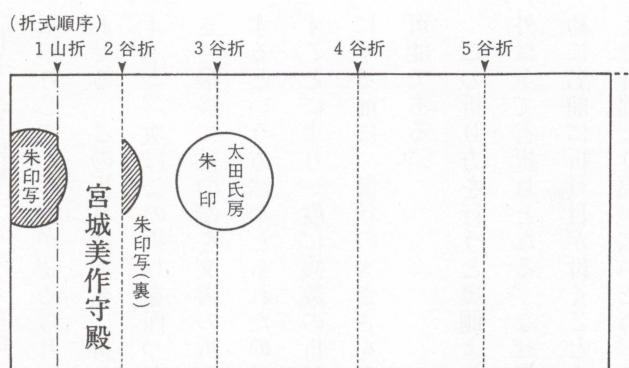


図3 「太田氏房印判状」の折り方（『豊島・宮城文書』より）

しかし、旧聞に属するが豊島区立郷土博物館の編集になる『豊島・宮城文書』⁽⁸⁾は、具体的に堅紙の文書の折り順の復元を行った図矢ともいえる存在で、これは、天正十二年三月十一日付の太田氏房印判状の朱印の印移りから折り方の推測を行っている（図3）。この文書は堅紙によく見られる料紙の袖側に汚れを持つもので、同書によると「最初に、差出人に折目を当てないため、充所に記された名前の左側で山折りとし、次に宛



図版4 北条家朱印状 天正十二年十月四日付

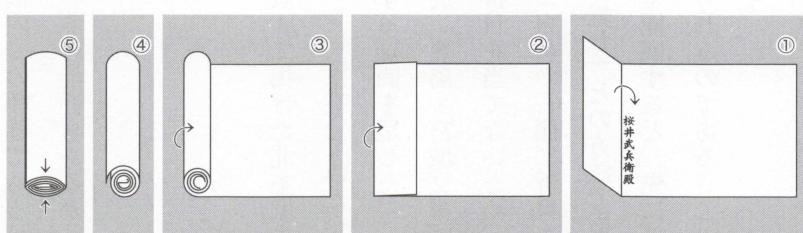


図4 図版4の折り方

名の右側に折目を付け谷折りし、以後、この折幅で順に折る」というもので、初めの一折りを除けば、ほぼ奥より順に折り畳む方法である。

確かにこの折り方によると、文書の表裏に同じ朱印の印移りを発生させるが、まだ検討の余地はあるように思われる。この検証は次章で行うこととして、ここでは図版4で掲げた北条家朱印状を用いて堅紙の折式について述べてみる。

この文書を観察すると、奥側より二つ目の折目（谷折り）の右に

「桜井武兵衛殿」と宛名が記され、折目の左側には「桜井」の文字が墨移りしている事が認められ、この部分が最初に折られた事をうかがわせる。この折りは宛名に折り筋を付けないよう折られたもので（図4①）、次にこの折りを保ったまま文書の奥より丸めて（巻いて）いき、最後に袖の端を文書の折幅に合う様に調整した後、潰して平らにするという方法がとられたのである。つまり順に折るのではなく、潰すことにより一度に複数の折目が付いたのである。また、潰して平らにする前に、筒状の大きさを変える事により折り上がりの幅の調整も可能である。

この折り方を行うと奥側より一つめの折目は山折りとなり、それ以外は全て谷折りとなる。なぜ奥側に山折りが出来るのかといえば、初めに名前に折り目が付くことを避けるために折った部分は、最後に整えた折幅より幅が広いため、丸めて潰された時に折り返されて山折りになるからである。

各地に所見される豎紙の文書は全てこの折式に依った、とは言えな

いまでも、北条氏が領国内に発給した豎紙はこの折式によるものが多^⑨い。また、横切紙の文書についてもこの折式のものが比較的多く見受けられる。豎紙にても横切紙にしてもこの折式が行われた事を示す幾つかの特徴があるが、それは次章において示すので、そちらを参照して頂きたい。

また、管見の限りでは、この「丸めて、潰して、平らにする」という折り方は名称が確定していないように思われるため、本稿では便宜「巻き折り」と称して解説を進める事とする。しかし、この折式の名

称として提唱する訳ではなく、あくまでも本稿内の呼称である。あらるいは、既にこの名称が通称的に使用されている可能性もあるかもしない。

二 「巻き折り」について

ここでは先に述べた太田氏房印判状と、図版4で掲げた北条家朱印状などを比較しながら、さらに「巻き折り」について述べてみたい。

前章において、太田氏房印判状の折式に対する疑問を呈したが、その理由を述べてみたい。煩瑣ではあるが、再度『豊島・宮城文書』で記された折り方を述べると「初めに差出人に折目を当てないため、充所に記された名前の左側で山折りに折り、次に宛名の右側に折目を付けて谷折りを行う。以後、この折幅で順に折り畳む」との方法である。しかし、後北条氏が発給した豎紙の文書を広く観察すると、先に述べた「巻き折り」に依つて折られたものと考えられるのである。この折式でも文書の表裏に同様の印移りを発生させる。

それでは太田氏房印判状を「巻き折り」で折つてみよう。先ず最初に折られた箇所は、同書では「2谷折」とした箇所（図3参照）で、この箇所（宛名の右側）を谷折りで折る理由は、名前に折目を付けないためである。次に、この折りを保ったまま奥より袖に向かって丸めていき、最後に袖端の部分を折幅に合わせた後、潰して平らにしたのである。同書では初めに名前の左側を山折りで折られたと推測されたが、実はこの折目は最後に一斉に出来た折りとみられる。つまり、初めに名前に折目がかからぬよう谷折りされた奥側の部分が、最後に決

定された折幅より広いため、丸めて潰された際に折り返され山折りとなつたのである。さらにこの文書の場合、折り返された部分が、文書の折幅とほぼ同寸（やや短いが）であるため、最初に折られたように思われたのであろう。従つてこの文書の折目は奥側より一番左は山折り、二番目以降は全て谷折りとなる。

前述の太田氏房印判状や北条家朱印状に限らず、後北条氏関係文書の豎紙の多くは「巻き折り」で折られたものが多く、それらについては外見よりこの折り方が行われた特徴を見出すことが出来る。豎紙や横切紙の折式として「巻き折り」が優れる点は、極めて短時間で文書を折る事が出来、しかも料紙の袖端の部分を容易に過不足なく折幅と合わせせる事が可能な（折り上がりが整う）事にある。

従つて、袖の端が折り幅と一致した文書は「巻き折り」により折られたと見てよからう。もし奥より順に折り畳む方法で、袖の端の収まりを良くするならば、初めに料紙の全幅を計測し、折り上がりの幅が合うように一折りの幅を考える必要がある。しかし、それだけではなく、折り進むに従い変化する折幅を予測し、最初の折り幅を決定する必要がある。このような複雑な過程をとることは先ず考えられず、現実的な方法とは言ひ難い。

また、図版4で掲げた北条家朱印状にも見られるが「巻き折り」の文書は料紙の一番奥の折目が斜めに付く事が多い。つまり、丸めて、最後に折幅を整え潰して平らにする際、手の動きは文書を擦るように潰していく事が考えられ、そのため内側が動いてしまったからである。また、この箇所の折り幅は他の箇所より狭くなる。

さらに、奥側の一折りは山折りで、それ以外は谷折りの文書は名前に折目があたる事を避ける配慮が行われた「巻き折り」の文書とほぼ見てよい。山折りが出来る理由は既に述べたため、ここでは繰り返さない。

以上、「巻き折り」が行われた文書の外見的特徴を述べてみた。この様な特徴を持つ文書は比較的多く、この事からも「巻き折り」は豎紙や横切紙の折式として一般的であつたことがうかがえる。しかし、単に丸めて潰して平らにした訳ではなく、宛名に折り筋を付けぬよう配慮が払われたものが多く、この事から推し量ると、おそらく他の形式の文書にも同様の配慮は及んでいたとみられる。折紙など折り筋の調整が行い難いものは、予め折り筋の位置を予測し宛名を記していた可能性もある。

しかし、豎紙や切紙の文書でも名前に折り筋がかかるものは少なくない。これらの文書については、折目を外すとの意識が及ばず付いたと見るよりは、文書に記されている内容、あるいは大量発給か否かなど、何らかの理由があり行われた可能性がある。今後、該当する文書の分析を行うことにより、何らかの法則性が見えてくるかもしだい。

また、既に註9で述べたように、外交的な文書として作成された豎紙には「巻き折り」が行われていないものが見受けられる。『新潟県史』には個々の文書の様式や法量について詳細な情報を載せるが、これによると北条氏が発給した豎紙は全て横ノ内折で折られている。⁽¹⁰⁾また、写真による確認であるが、伊達家文書に含まれる永禄十二年五月

二十日付の北条氏照書状も同様の折式である。これらは大名間の外交的な文書ということで、この折式が採用されたのであろうか。あるいは遠方へ伝達する文書との事で小さく折り畳んだのであろうか。⁽¹⁾ いざれにしてもこの様式の採用には何らかの意識が込められた結果行われたとみられる。

三 料紙の形に込められた意識

文書は記される内容や宛先に応じて文書の形、充所の様式、書止文言などが選択された。また、これらの文書の様式や、文書が持つ機能は時代とともに変化していくが、ここでは北条氏の文書の中でも、大きく機能が変わった豎切紙の文書について述べてみたい。

表1は、早雲以来、北条氏五代の当主が発給した文書の形式を集計したものである。各当主の時代区分は『小田原市史』史料編に依つた。⁽²⁾ また、データとして採用した史料は、同書所載の文書の中から文書形式が確定できる原本史料と、影写本や写しについては関連史料により形式が確定できる史料を採用した。年未詳文書については印判、花押の使用者の項に加えた。なお、同書の記載内容に誤植等、明らかな疑問点がある場合はこれを訂正した。しかし、文書の残存率は記された内容や伝達された環境により大きく異なるた

表1 各当主の世代別使用文書形式（未定稿）

	豎紙	横切紙	豎切紙	折紙	小切紙	継紙	(合計)
北条早雲	10	7	1	5	1	1	25
北条氏綱	35	11	17	5	0	0	68
北条氏康	216	16	87	174	1	1	595
北条氏政	104	44	21	17	8	0	194
北条氏直	318	85	62	55	40	0	560
(合計)	638	263	188	256	50	2	1442

め、当時の発給状況をそのまま反映したものとはいえず、あくまでも大きな傾向をうかがうためのものとして見て頂きたい。

北条家が発給した文書形式を概観すると、豎紙は各世代で多用された。豎紙はいわば基本的な文書形式として位置づけられるためか、実際に幅広い用途で使用されている。そのため発給数も多いのであろう。

それともに豎紙は所領の充行や安堵など、受給者の権利を保証する文書に使用される事が多く、そのため文書の残存率自体、他の形式の文書よりも良好となるのであろう。

また、氏康の代にはいずれの形式の文書も発給数が大幅に増加した。とりわけ折紙の増加は著しいが、これは領国の拡大により支配関係の文書の発給量が増加した事に加え、折紙に対し与えられた機能をうかがうと、豎紙と異なり私的な書状に用いられる事はほとんどないが、豎紙以上に幅広い用途で用いられた。ことに各郷村や寺社に対する段銭や棟別銭など税の免除は専ら折紙で行われていることからもうかがえるが、発給先に対し丁重さを必要としない支配関係の文書に用いられている。

さらに、豎切紙の数的、あるいは機能的な変化は、戦国大名の文書発給システムを考える上で重要である。豎切紙は氏綱、氏康の代に越後の長尾氏・上杉氏との外交的な文書に多用された。しかし、氏政の代になると相越同盟が破棄され、外交関係が途絶えたためか、豎切紙の比率は著しく減少した。併せて機能面から豎切紙の変化を見ると、氏綱・氏康の時代、外交的な書状として使用されたことは注目されるが、それ以外では通常の書状として、また、比較的簡易な支配関係の

文書として使用された。氏政の代より伝馬手形としての使用は徐々に増加し、氏直の時代に至るとさらにその比率は高まつていった。この傾向に添うように、管見の限りでは氏直の代に外交的文書として他国の大名などに宛てたものは見受けられなくなつてきた。

このように、堅切紙の文書が初期の頃より保持していた外交的文書としての機能は、漸次失われていったが、北条氏の使用した外交的文書を通観すると、その役割の大部分は横切紙が担つていて、堅切紙の使用は限定的であつた。この様な状況を踏まえて氏康の代の堅切紙の使用を考えると、上杉氏に宛てた堅切紙の文書の多さは異例ともいえよう。

(二) 堅切紙と横切紙の機能

北条氏が使用した切紙には、横切紙と東国独自の堅切紙があつた。ここでは二つの切紙の主要な用途を見ることとする。表1で示したように、現在、確認される史料数では、早雲の時代の使用傾向をうかがう事は出来ないため、氏綱の代から見る事としたいが、やはり、この代においても充分な比較を行うためには史料数が少ない。そのため、主要な用途を提示するに止め、氏康の代より使用頻度の多い順に①②などの数字を付した。なお、*印は該当の史料が複数存在するものである。

氏綱時代

〈横切紙〉

・外交的な文書（安房稻村城主・里見義豊、千葉氏家臣原胤貞に鶴

岡八幡宮造営勧進のため小別當下向に關する伝達）¹⁴⁾

・寺院に対する儀礼的な文書（相模の無量光寺、武藏の称名寺からの新年の祝儀の答禮）¹⁵⁾

・家臣への知行充行状として。¹⁶⁾

〈堅切紙〉

・外交的な文書（越後・長尾為景）¹⁷⁾
・寺社への祈念の依頼、その礼状。¹⁸⁾

氏康時代

〈横切紙〉

①感状。¹⁹⁾

②外交的な文書（下野烏山城主・那須資胤*、下総結城城主・結城政

勝、常陸太田城主・佐竹義昭*、出羽米沢城主・伊達晴宗、同輝宗、

陸奥白川城主・白川晴綱、徳川家康家臣・酒井忠次*、足利義昭側

近・細川藤孝*、典医・半井驥庵、古河公方家臣・豊前山城守、古河公方・足利義氏、駿河大宮城代・富士信忠など）²⁰⁾

③寺社に対する敷地安堵、夫役免除など。²¹⁾

〈堅切紙〉

①外交的な文書（越後・上杉謙信*、上杉氏家臣・小中大藏少輔、常陸真壁城主・真壁宗幹、下野烏山城主・那須資胤など）²²⁾

②懸銭、棟別銭、反銭、城米などの納入指示。²³⁾

③伝馬手形。²⁴⁾

氏政時代

〈横切紙〉

①外交的な文書（甲斐・武田信玄、安芸・毛利輝元、足利義氏奏者・

季龍周興、足利義昭側近・真木嶋昭光、伊達氏家臣・遠藤基信*、

下総関宿城主・築田持助、徳川家康家臣・榎原康政、上野国衆・安
中家繁、徳川家康⁽²⁵⁾）。

②感状。

③寺社などへの答礼。⁽²⁷⁾

〈豎切紙〉

①伝馬手形⁽²⁸⁾。

②外交的な文書（下総結城氏重臣・多賀谷安芸守、下総森屋城主・相
馬治胤、陸奥・葦名盛孝⁽²⁹⁾カ、陸奥二春城主・田村清顕、徳川家康家
臣・榎原康政⁽³⁰⁾）。

③職人・人足などの徵用。⁽³⁰⁾

氏直時代

〈横切紙〉

①感状。

②外交的な文書（足利義氏奏者・季龍周興、徳川家康*、出羽米沢
城主・伊達政宗、豊臣秀吉侍医・一鷗軒⁽³²⁾）。

③寺社などへの答礼。⁽³³⁾

〈豎切紙〉

①伝馬手形⁽³⁴⁾。

②北条氏一族間、家臣に宛てた書状⁽³⁵⁾。

このように見ると、横切紙と豎切紙の用途には区別がなされている
事がうかがえる。つぎにそれらをまとめてみる。

横切紙・・ほぼ一貫してこの形式が使用されるものとして、感状⁽³⁶⁾、寺
社に対する礼状や祈祷の依頼、関東に於ける伝統的権威の頂点ともい
える古河公方やその家臣に宛てた書状がある。また、他国の大名に宛
てた外交的な書状は、上杉氏や関東に所在する大名などを除き、ほぼ
横切紙が使用されている。

豎切紙・・各代でほぼ豎切紙が使用されるものは、職人・人足の徵用
の際の文書、「常調」の伝馬印が確立した氏康代以降の伝馬手形。また、
外交的な文書として使用されることもあるが、上杉氏や関東、南奥州
の大名など発給された地域はある程度限定されている。⁽³⁷⁾ また、棟別錢
や段錢などの納入に関する文書にも使用されている。⁽³⁸⁾

このように、横切紙の機能についてはほぼ変化がないものの、豎切
紙には外交的な文書の使用は漸次減少するなどの変化がみられ、この傾
向と関連するように、氏綱代には儀礼的な要素を含む文書にも使用さ
れていたが、氏康代には見られなくなり、次第に実務的な文書形式と
の性格を強めていった。

これまで上杉家文書の中に外交的に用いられた豎切紙の文書が多い
こともあり、北条氏が外交に用いた文書形式とのイメージがあつた。
しかし、実際にはかなり地域的な使用であつた。また、二つの切紙の
用途からみると、北条氏は豎切紙より横切紙を丁重、厚礼な様式と位

置づけていた事がうかがえる。それでは、越後の上杉氏など外交的文書として豎切紙が使用されていた状況は、どのように理解したらよいのだろうか。

(二) 外交文書としての用途

二つの切紙の使用状況を、上杉家文書と伊達家文書に含まれる北条氏側が発給した文書の中から見てみよう。現在、確認できる範囲では上杉家文書には約六十九通⁽³⁹⁾、伊達家文書には十一通⁽⁴⁰⁾、また、伊達家重臣の遠藤氏に宛てた四通がある。⁽⁴¹⁾

	豎紙	横切紙	豎切紙	折紙	継紙	合計
北条氏綱	1	1	7			9
北条氏康	9		6		1	16
北条氏政	5	1	11	1		18
北条氏康・ 氏政連署状	3		1			4
北条氏照	3	1	3			7
北条氏邦	1		1	1		3
遠山康英	1		1			2
遠山康光	3		2	1		6
由良成繁	1		2			3
(合計)	27	3	34	3	1	68

* (永禄13年) 2月18日付、北条氏政・同氏康連署起請文はこの表から除外した。

これらの文書形式を見ると、上杉家文書には表2で示した様に各種の形式が用いられている。それらの内、豎切紙が三十四通、横切紙の文書が三通ある。しかし、三通の横切紙の内、一通は北条氏政が足利義昭の側近の細川藤孝に宛てた書状であるため、上杉氏に宛てたものは二通といえる。また、これらは上杉謙信への贈答品に添えた儀礼的な書状で、他の文書の内容とはやや性格が異なる。⁽⁴²⁾

一方、伊達・遠藤家文書には豎切紙の文書は一通も確認できず、豎紙の一通を除き、他の十四通は全て横切紙が使用されている。ま

た、天正十四年（一五八六）とみられる四月二十日、北条氏直が伊達政宗へ友誼を求めた際、北条氏に従属していた武藏の忍城主成田氏長が仲介を務め、政宗に宛てた書状がある。⁽⁴³⁾ この書状は横切紙で記されるが、現在、確認できる氏長の唯一の横切紙である。⁽⁴⁴⁾

同様の例を、上杉氏に宛てた文書に求めてみると、永禄十二年（一五六九）の相越同盟成立の外交交渉の際、北条氏に従属していた由良成繁が上杉謙信側近山吉豊守に宛てた書状が三通存在するが、一通は豎紙、他の二通は豎切紙である。⁽⁴⁵⁾

これらの例から、北条氏の領国内では外交的な文書作成に関わる情報が共有化され、相手先に応じた文書形式が選択されるなど、北条家の文書発給システムの整備の程がうかがえる。

ところで、何故に北条氏は上杉氏に対し、横切紙ではなく豎切紙を主用したのであろうか。戦国大名の外交は、今日の国際外交と同様に相手側の文書様式を研究し、それを尊重しつつ文書の作成を行つたとみられる。⁽⁴⁶⁾ 関東地方に所在する全ての戦国期の文書を把握せず、印象で述べることとなるが、豎切紙の文書は北条氏も使用したが、総じて上杉氏やその影響力が及ぶ地域での使用が多いように思われる。そのため北条氏は上杉氏との外交を円滑に行うために豎切紙を使用したのではないかろうか。

おわりに

現在、各地の自治体史の充実もあり、中世文書の多くは活字となり手軽に情報を得ることができる時代となつた。しかし、原文書には、

書風、字配り、印や花押の位置、折式、封式など活字では読みとることが出来ない豊富な情報が存在する。活字化という利便性の反面、古文書研究の上で欠くことのできない、これら情報に対する関心が次第に薄れていく事に危惧を覚え、料紙の折りと形という外見から得ることの出来る情報をどのように反映できるものか行つてみた。

外見という形態的情報だけではなく、発給先、文書内容などの機能面での分析を加えることにより、さらに精度が高まる事は承知しているが、敢えて形態的な情報の比重を高めてみた。この試みが成功であるか、また、失敗であるかはともかくとして、原本の持つ情報量と、原本史料を伝達する博物館など資料保存施設の役割を再認識して頂ければ、筆者としては先ず成功としておきたい。

ところで、北条氏が二つのタイプの切紙の使い分けを行つた背景には、戦国大名にとっての外交が合戦と同等、あるいはそれ以上の意味を持つという事にあろう。円滑に外交を進めるために戦国大名は様々な情報の収集を行つたが、その中に相手側の文書様式もあつたとみられ、そこには堅切紙より横切紙の方を厚礼とみる世界とは別の価値觀が存在したのであつた。

また、これまで古文書の折式はやや等閑視されてきた印象があるが、本稿により、戦国の人々がどのような意識を込めて文書の作成を行つたものか、関心が高まるきっかけになれば幸いである。

擱筆するにあたり、小論の中で、筆者が寡聞にして知らず、周知の事を述べたかも知れず、その時はご容赦をお願いしたい。

追記

本稿の中で、折式の復元に使用した史料はいずれも桜井家文書である。同文書は当初の姿をほぼ完全に保つたまま伝達されており、そのためこの小論をなすことが出来た。文書の伝達に関わった同家のご努力に感謝申し上げる。また、使用した写真は当館の井上久美子氏に、折りの模式図は渡辺実華子氏のお世話をなつた。御礼を申し上げる。

註

(1) 伊勢貞丈「貞丈雑記」(東洋文庫四五〇)。「群書類從」消息部、卷第一四五「消息耳底秘抄」「書札札、付故実」、卷第一四五「書札作法抄」「細川家書札抄」など。

(2) 相田二郎「古文書料紙の横ノ内折とその封式とに就いて」『歴史地理』第七八巻、第二・五号、一九四一年(『日本古文書学論集』一、総論II「古文書の様式的研究」一九八七年で復刊)。拙稿「後北条氏関係文書に見られる『糊付』の封について」『古文書研究』四四・四五合併号、一九九七年。山口研一「『糊付』の一札」『伊勢原市史研究』一九九七年。池田寿「書状の折り方考」『日本歴史』五九五号、一九九七年。『新潟県史』資料編3、中世一七五七～七五八頁、など。

(3) 折式について述べているものは少なく、管見では『新潟県史』資料編3、中世一、七五四～七五七頁。豊島区郷土資料館編『豊島・宮城文書』(豊島区郷土資料館調査報告書第四集)一九八八年。滋賀県立安土城考古博物館編『信長文書の世界』一〇〇〇年。米沢市上杉博物館編『国宝 上杉文書図録』一〇〇三年、などがある。

(4) 北条氏が使用した折紙の中に、書留が「恐々謹言」などとあるため「書状」と分類されるものがある。しかし、文書の内容を見ると本来は判物で発給されるべき公的な内容のものが多い。便宜上書留文言により分類されるが、実

際は書状系文書と判物系文書の区別が付きにくいものが多い。これらの文書は、作成にあたり折紙形式の料紙を用いながら、結果的に書状形式となつてしまつたのであろうか。

(5) 「新潟県史」資料編3、中世一、七五四～七五七頁。

(6) 封の作り方については、前掲註(2)拙稿「後北条氏関係文書に見られる『糊付』の封について」を参照にしていただきたい。

(7) 前掲註(3)『豊島・宮城文書』、「信長文書の世界」。藤沢市教育委員会博物館建設準備担当編『古文書を見る—藤沢の中世文書を中心にして—』一九九八年。原島陽一「巻上書のこと」『古文書研究』四一・四二合併号、一九九五年、など。

(8) 前掲『豊島・宮城文書』六九頁の「二六号文書の印うつりについて」。

(9) 上杉家文書に含まれる北条氏関係の豎紙、伊達家文書に含まれる北条氏関係の豎紙はいずれも横ノ内折で折られている。

(10) 前掲註(5)四一二号・四三一号文書など。

(11) 『戦国遺文』後北条氏編、一二二五号文書。

(12) 豊紙の文書を単に小型にするならば「巻き折り」を行つた後に、それを二つ折りにする事も考えられる。

(13) 現当主の世代に、次世代の人物が発給した文書は現当主に集計した。例えば、当主氏康の代に嫡子氏政が発給した文書は氏康代に加えた。

(14) 『小田原市史』史料編、中世II、八三・八四号文書。

(15) 前掲、一四八・一四五号文書。

(16) 前掲、九九号文書。

(17) 前掲、六一・二、六五・六九号文書。

(18) 前掲、一〇八・九号文書など。

(19) 前掲、一六四・五号文書など。

(20) 前掲、三六四・七、三六八号文書など。

(21) 前掲、一七九、二〇六号文書など。

(22) 前掲、四四九、四五九号文書など。

(23) 前掲、二〇三、二八九号文書など。

(24) 前掲、四〇五、四二六号文書など。

(25) 前掲、一〇九六、一二二九号文書など。

(26) 前掲、一一六九、一三三五号文書など。

(27) 前掲、一〇九三、一二三八号文書など。

(28) 前掲、一〇八六、一一七号文書など。

(29) 前掲、一一〇二、一二八六号文書など。

(30) 前掲、一三二三、一三三七号文書など。

(31) 前掲、一三八七・八号文書など。

(32) 前掲、一五一二、一六二四号文書など。

(33) 前掲、一四〇九、一七二三号文書など。

(34) 前掲、一四二〇、一五四四号文書など。

(35) 前掲、一四一一・一、一四一五号文書など。

(36) 氏直は天正十七年と見られる二月頃、正方形に近いような料紙の切紙の感状を発給している。その後、旧に復した横長の切紙の感状を発給しているため、

何らかの理由により一時的に変更があつたのであろう。

(37) ここでは、当主が他国の大名などに直接発給した文書から傾向を述べているが、天正十二年あるいは十三年とみられる正月五日、北条氏規が徳川家康家臣の本多重次に宛てた書状は豎切紙が用いられている(『戦国遺文』後北条

氏編、四七七五号文書)。現在の所、北条氏が徳川氏に宛てた豎切紙の文書は確認出来ないが、家康の家臣宛には豎切紙が使用されている。おそらく外交的な内容であつても下位者であるため、簡易な書状の形式として用いたとみられる。

(38) どちらかといえば、豎切紙は段錢などの税の納入の指示などに使用され、折紙は諸役、夫役などの減免に使用される事が多いように思われる。

(39) 前掲註(5)七八・八三、九九、一〇〇、二九一、三八一号文書など。

(40) 前掲註(11)六三六、六三八、六三九、一一九九、一二三五、三四七八、二九一八、二九五〇、三四七七、三四七八、三六一七号文書。

(41) 前掲、一九三六、一九六四、二五〇七、二六五五号文書。

(42) 前掲、一二五五、一二六五号文書。前者は永禄十二年六月九日、北条氏照は

上杉謙信より刀を贈られたため、その返礼として太刀を贈る際に付した書状で、後者は永禄十二年十一月二十六日、北条氏政が歳暮の祝儀として音物を贈る際に付した書状で、いずれも儀礼的なものである。

(43) 前掲、一九六四号文書。

(44) 行田市郷土博物館鈴木紀三雄氏の御教示による。

(45) 前掲註(10)四七六、七三九、四七五号文書。

(46) 現在、確認できる範囲では北条氏が伊達氏に送った文書の大部分は横切紙で、上杉氏に送った文書の半数は豎切紙であった。伊達氏が上杉氏に送った文書を「上杉家文書」から見ると、五通の書状が確認できる。二通は横切紙で、豎切紙と豎紙がそれぞれ一通ずつある。この数量で断定は困難であるが、伊達氏が北条氏より受給した文書形式の傾向から見ると、発給した文書形式は異なる感がある。前掲註(5)六六六～六七〇号文書。